

入れ墨に関する調査票

氏 名

市民の方の目に触れる可能性のある部分（肩から手の指先まで、首から上、膝から足の指先まで）に入れ墨、タトゥーをしているかを記入してください。（ただし、眉、唇、アイライン等に化粧の一部として施されるいわゆるアートメイクを除きます。）

市民の方の目に触れる可能性のある部分に入れ墨やタトゥー（アートメイク除く）をしていますか。

ア している イ していない

※本市では、勤務中に入れ墨が市民の方の目に触れることになれば、市民の方が不安感や威圧感を感じ、ひいては本市の信用失墜につながることから、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員が遵守すべき事項として「身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと」（大阪市職員倫理規則第2条第2項第8号）を定めています。